

小海町奨学金返済支援補助金制度

～小海町への定住を支援します～

◆ 補助金の額

補助の内容	返済した金額に応じて補助金を交付します。		
《 標準 》	補助率	1/2	上限額：15万/年
*事業所が小海町	補助率	2/3	上限額 20万/年
《医療・介護》	補助率	3/4	上限額 22.5万/年
*看護師、保健師、介護福祉士に限ります。			

◆ 対象者 下記の条件を全て満たす人（公務員は補助対象外です）

- ① 大学等に進学し、在学中に下記の奨学金の貸与を受け、現に返済している者
- ② 申請初年度に40歳以下で、補助金算定期間内に小海町に居住している者で、引き続き定住の意思のある者
- ③ 申請時に佐久広域管内の事業所に就業している者
(自ら事業を営む者を含む)
- ④ 町税等を滞納していない世帯に属する者
- ⑤ 町の移住定住促進及び就業促進に係る補助金の給付を受けていない者

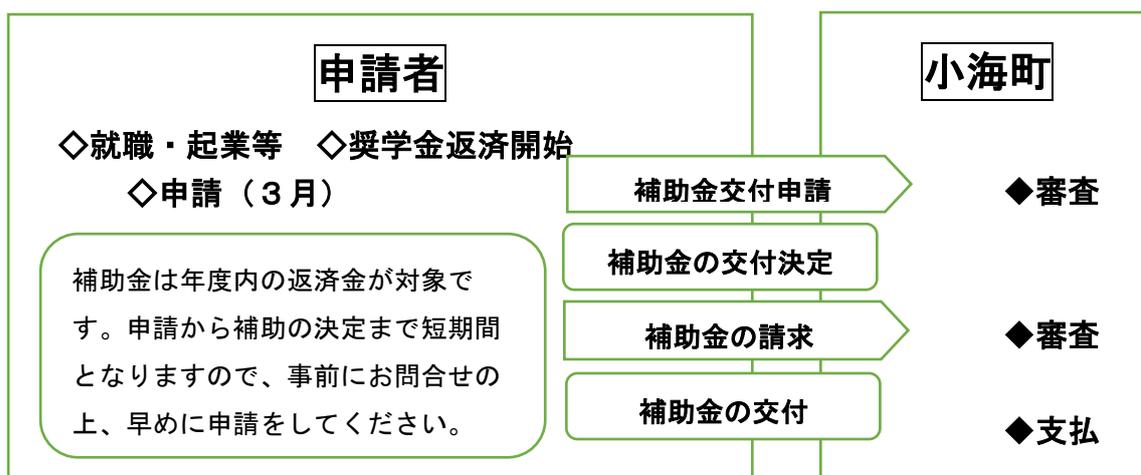
◆ 対象となる奨学金

- 平成30年4月1日以降に返済する
- ① 日本学生支援機構第一種奨学金、第二種奨学金
 - ② 小海町奨学金
 - ③ その他町長が認める奨学金

◆ 申請の受付

・毎年3月1日～3月31日・・・申請等の詳細は次ページをご覧ください。

◆ 手続きの流れ



◆ 申請に必要な書類

- ① 小海町奨学金返済支援補助金交付申請書（様式第1号）
（小海町ホームページからダウンロードできます。）
- ② 奨学金貸与機関が発行する奨学金等の貸与を証する書類の写し
- ③ 返済額を証する書類の写し（領収書、預金通帳等の写し）
- ④ 奨学金等の全体の返済計画を確認することができる書類の写し
- ⑤ 町民税等の納税証明書又は非課税証明書（申請年度に転入した者）
- ⑥ 事業所等から交付される労働条件通知書又は就労証明書（様式第2号）。但し、農業・自営業者は所得を証明する書類（確定申告等の写し）、起業者は自ら業を営むことを証する書類（登記事項証明書又は開業等届出書等の写し）

《参考例》 4年生大学で小海町の奨学金 月50,000円貸与の場合

◇平成29.3月 大学を卒業

◇平成29.4月 就職・起業等（佐久広域管内）

◇平成30.4月 返済開始

◇平成31.3月 補助金交付申請・・・審査 → 交付決定

補助申請額

$25,000 \text{円} \times 12 \text{月} = 300,000 \text{円} \times 1/2 = 150,000 \text{円}$

*このケースではH37年度分まで申請できます。（最高120万円）

【お問合せ】 小海町教育委員会 生涯学習課
TEL 0267-92-4391